

# はじめに

栃木県では、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」を平成 15 年 4 月 1 日に施行し、すべての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現のため、人権尊重の社会づくりを総合的に推進しているところです。

また、県教育委員会は、この趣旨を踏まえるとともに、「栃木県人権教育基本方針」に基づき、人権尊重の精神の涵養を目的とした人権教育を、すべての学校すべての地域において積極的に推進しています。その中で、社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供するとともに、人権尊重の理念について理解を深めるよう努めることとしています。

生涯学習課では、本県の人権教育の基本的な在り方及び推進の方策を示した「人権教育の手引」(平成 14 年県教育委員会)を受けて、昨年度、社会教育の場面で、どのように人権教育を推進していくかを具体的に示した資料を作成いたしました。

そこで、今年度は、社会教育における様々な学習機会の中で人権教育が展開できるように、「だれが、だれを対象として、どんな場面で、どのように展開していったらよいか」をワークシート形式にして、より実践的な内容で示した資料『じんけん実践ガイド』を作成しました。これまでに刊行した指導資料集とあわせて御活用いただきたいと思います。

本資料が、人権教育の場面をはじめ様々な学習機会の中で活用され、市町村等における人権教育の推進の参考となりますことを期待しております。

平成 16 年 3 月

栃木県教育委員会事務局生涯学習課長 柳 田 治 男

# 目次

はじめに

目次

編集の方針

1

## 第1章 豊かな人間性を育てるために

3

- 1 出会いの場を生かした相互尊重の意識を高める活動を通して 4
- 2 相手を大切にしたい自己表現の力を高める活動を通して 8
- 3 互いを生かした人間関係づくりの力を高める活動を通して 10

## 第2章 人権意識を高めるために

15

- 1 社会教育担当者として押さえておきたいこと 16
- 2 「言葉」について考えよう (人権一般) 18
- 3 身近な生活と「人権」の関係を考えよう (人権一般) 20
- 4 私たちの暮らしと人権問題の関係は？ (人権一般) 24
- 5 考えよう 同和問題は今・・・ (同和問題) 26
- 6 私の日常生活をふりかえると (女性の人権) 28
- 7 今、子どもは何を考えているのか？ (子どもの人権) 30
- 8 ノーマライゼーションを考える (障害者の人権) 32
- 9 あなたは何人？私は<sup>ナニジン</sup>人です (外国人の人権) 34
- 10 エイズについて正しく理解していますか？ (HIV感染者等の人権) 36

## 第3章 人権が尊重された雰囲気や環境をつくるために

39

- 1 担当者として押さえておきたいこと 40
- 2 担当者研修として確認したいこと 42
- 3 学習者の個人情報について考えたいこと 44
- 4 学習者を大切にしたい情報提供について考えたいこと 46

参考文献一覧

おわりに

# 編集の方針

「豊かな人間性を育てる」内容は、人権を直接扱わない社会教育事業にも広げて、すべての事業で実施していかなければ・・・。  
 それには、どんな場面でどんな方法が考えられるのか、アイデアがほしいわ。

「人権意識を育てる」内容は、人権教育指導者研修だけでなく、公民館事業などの各種学級でも1コマとして扱ってきたけど、これからは、担当者自身がショート学習としても指導できるようにしなければ・・・。  
 それには、短時間で人権の大切さに気付いていただけるようなワークシートを用意する必要があるな。

「人権が尊重された雰囲気や環境」をつくるためには、まず、事業を運営する私たち担当者自身がどんなことに配慮していったらよいかを整理しておく必要があるわね。



本県では、「栃木県人権教育基本方針」(平成13年11月6日決定)に基づき、人権尊重の精神の涵養を目的とした人権教育を、すべての学校すべての地域において積極的に推進しています。

社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供するとともに、人権尊重の理念について理解を深めるよう努めることとしております。

さらに、「人権教育の手引」(平成14年3月)において、以下の3つを人権教育の内容として示しました。

- ア 豊かな人間性に関すること
- イ 人権意識に関すること
- ウ 人権が尊重された雰囲気や環境に関すること

図解 人権教育の手引



これらの3つの内容が相まってこそ人権教育と言えるものであり、どれか一つを取り組めばよいというわけではありません。

そこで、昨年、「じんけん学びガイド」(県教委生涯学習課 H15.3)を発行し、社会教育における基本的な考え方を示しました。

本書では、「じんけん学びガイド」をさらに発展させ、社会教育の分野において、具体的に、「だれが、だれを対象として、どんな場面で、どのように展開していったらよいか」について、その実践ガイドとなるように、具体的な学習場面を挙げ、事例を交えながら示してみました。

また、学習場面ですぐ使えるようにワークシート形式で提示し、以下のような趣旨で本書を構成しています。



## 本書の構成

### 〔第1章〕 豊かな人間性を育てるために

「豊かな人間性」は、すべての社会教育事業を通してはぐくんでいくべきものです。

そこで、社会教育担当者だけでなく、PTAや育成会等の各種団体指導者の方々が、人権の視点を踏まえながらどのような活動ができるのか、その例示をしています。

### 〔第2章〕 人権意識を高めるために

「人権意識」の高揚は、人権教育指導者研修や人権学習会の具体的な場面を通して、意図的・計画的に展開する必要があります。

それだけでなく、公民館事業をはじめとするすべての社会教育事業において、実施していくことが大切です。

そこで、公民館職員等が、短時間で「人権」を取り扱う際、どのような学習ができるのか、その例示をしています。

活用に当たっては、事業のねらいに合わせて、単独で、あるいは、教材の一部として使用するなどの工夫が望まれます。

### 〔第3章〕 人権が尊重された雰囲気や環境をつくるために

ここでは、人権教育担当者が各種事業を進める上でどのような点に配慮していったらよいか、そのポイントを例示しています。

そして、これらの視点をすべての社会教育担当者へ広げるとともに、人権教育指導者を対象とした研修として、応用・発展していくことが望まれます。